

農地集積の進展と土地改良区組合員資格問題への対処

— 岩手県夏川沿岸土地改良区の事例 —

研究員 亀岡鉦平

現在、農地中間管理事業を活用した農地集積が進められている。実績を上げる事例のなかには、土地改良区が機動的に役割を発揮したのものもある。しかし同時に、担い手への集積進展は、「耕作者」の絶対数減少を意味しており、組織体としての土地改良区のあり方を変化させるものでもある。こういった動静について、岩手県夏川沿岸土地改良区(以下「夏川改良区」)を事例に検討したい。

1 夏川改良区の概要

夏川改良区は、岩手県一関市(旧花泉町)に所在している。岩手県と宮城県の県境を流れる人工河川夏川にかかる県営事業の実施、敷設設備の維持管理が現在の主業務である。地積は581.3ha、組合員数は561人(2018年4月1日時点)であり、管内は旧村である油島^{ゆしま}、涌津^{わくつ}、永井の3地区に分けられ、総代制を採っている。前身の耕地整理組合時は、宮城県も含めた2町9か村を範囲としたが、事業終了後に施設が町村管理とならなかった岩手県内の3地区で普通水利組合を設立し、その後現在の土地改良区に改組した。管内の多くは元々低湿地を干拓した農地であり、排水改良が断続的に行われてきた。

2 改良区を中心とした農地集積の進展

夏川地区における農地集積の特徴は、中間管理事業の活用にあたって夏川改良区が推進役となった点にある。

その背景要因として重要なのは、未整備ほ

場の整備、農道の拡幅といった基盤整備事業が03～17年を工期として行われており、農地集積の条件が整っていた点である。このうえで、3地区個々にあった集落営農が中間管理事業開始を機に統合法人化する話合いが進んだ。

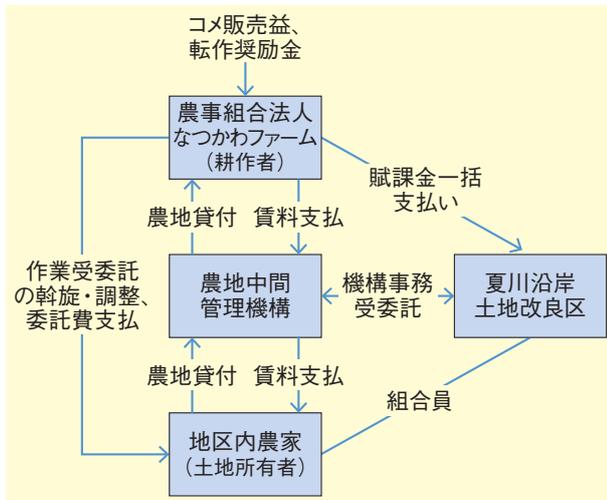
また、基盤整備は3地区全体を包括するものとして行われていたために、地域の農地情報を網羅している夏川改良区が中間管理機構から中間管理事業にかかる業務を受託することとなり(14年7月)、賃貸借手続きの面で新法人への農地集約に寄与することになった。

さらに、個別農家の意見集約に当たっては、基盤整備にかかる賦課金につき、農家(土地所有者)個々が支払うのではなく、コメ販売益と転作奨励金を元に法人が一括して支払うとした点も大きい(第1図)。これによって非生産農家も農地を貸し出すメリットを得、夏川改良区にとっても賦課金が漏れなく徴収できるというメリットが生まれた。

このような経緯で、担い手として農事組合法人「なつかわファーム」は設立された(14年9月)。現在のファームの経営面積は467ha、集積率は86.3%(基盤整備受益面積に対して)であり、集積協力金を最大限引き受けられる水準(8割以上)に達していることから、ファームへの集積は中間管理事業の優良事例であることがわかる。

この事例では、改良区が中間管理事業を契機として地区内を法人化の形で取りまとめる役割を果たした。しかしその前提として、①中間管理事業の開始と地区内の集落営農の法

第1図 夏川地区における農地集積の構図



出所 筆者作成

人化のタイミングが合致したこと、②さらに実施中だった基盤整備によって農地集積を進めやすい状況が整っていたこと、という特有の事情が作用した点が大きい。また、基盤整備実施地区内で集積と営農がほぼ完結しているために、法人による賦課金の一括支払いが可能となった点も重要である。

3 組合員資格問題への対処

土地改良区を中心とした農地集積の進展は、営農組織の法人化へと至り、地域の生産活動の存続に寄与した。しかし同時に、改良区では組合員資格問題が発生した。

土地改良法は、改良区の組合員資格(事業参加資格)について、原則、自作地では所有者、貸借地では耕作者としている(第3条)。一般に法人への集積は、形式的には非耕作者数の増加と耕作者数の減少をもたらす、これは改良区においては組合員数の減少として現れる。夏川改良区においても組合員の減少がにわかに起こり、合計9人いた役員・監事のうち、法人設立直後は3人しか資格を満たさなくなってしまった。法第3条は、貸借地であっても農業委員会が承認した場合については、所

有者が組合員となることを認めている。夏川改良区では、これを適用するために農業委員会と協議のうえその承認を得、所有者が新たに組合員資格を取得し、理事も選挙を実施のうえ新任された。この一連の手続きは、改良区運営に大きな混乱をもたらす、瞬間的に過大な業務負担となった。

夏川改良区では、集積が急速に進み耕作者の絶対数が外形上減少したために、改良区の組織基盤維持のため所有者を(正)組合員と直す措置を取らざるを得なかった。これは、その後行われた18年土地改良法改正(耕作者中心の改良区への転換のために、①所有者から耕作者への組合員資格交代の手續簡便化、②所有者を准組合員として位置づけ直すといった措置を創設)とは、合致しない動向であったと言える。集積がその裏側で改良区に負荷をかけ、集積の進展ゆえにむしろ所有者を(正)組合員とせざるを得なかった点は、法の想定とは異なる現場からの示唆として有意義なものであろう。

4 今後の論点

夏川地区で見られた改良区を中心とした中間管理事業の活用は、農地集積の点では好事例である。しかし、農地集積の進展によって、夏川地区では組合員資格問題が発生した。このほかにも、夏川地区では問題となっていないが、全国的には、地域外の担い手が「耕作者」として土地改良区の運営に新たに携わることで土地改良区の運営に混乱が生じることも想定される。中間管理事業の展開につき、単に農業経営の側面からだけでなく、土地改良区の組織面からも分析を重ねることが必要だと思われる。

(かめおか こうへい)